

長期入所料金表

1割負担

令和元年10月1日

特別養護老人ホーム楽園が丘

単位(円)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス費	①多床室	559	627	697	765	832
2.サービス費 加算	②サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ	12				
	③栄養マネジメント加算	14				
	④看護体制加算(Ⅰ)イ	6				
	⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22				
	⑥個別機能訓練加算	12				
	処遇改善加算(Ⅰ)	①～⑥の合計に83/1000を乗じた額				
	特定処遇改善加算(Ⅱ)	①～⑥の合計に23/1000を乗じた額				
3.食費・居住費 負担限度額		食費			居住費	
	第1段階	300			0	
	第2段階	390			370	
	第3段階	650			370	
	第4段階	1,392			855	
おおよその 30日の利用料 (1+2+3)	第1段階	29,737	31,994	34,316	36,572	38,796
	第2段階	43,537	45,794	48,116	50,372	52,596
	第3段階	51,337	53,594	55,916	58,172	60,396
	第4段階	88,147	90,404	92,726	94,982	97,206

(1)上記以外の加算(対象者のみ)

加算項目	料金	内容
初期加算	30/日	入所日から30日間、または1月を超える入院後の際も30日間加算されます
外泊時費用	246/日	外泊や入院した時に、6日間自己負担となります (月をまたいだ場合は最長12日間)
療養食加算	6/回	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食が提供された方
再入所時栄養 連携加算	400/回	医療機関に入院し、経管栄養や嚥下調整食を新規に導入した場合、医療機関 の管理栄養士と連携して計画書の作成を行ったとき
低栄養リスク 改善加算	300/月	低栄養状態の高リスク者であって、改善等のための栄養管理が必要な場合

1.上記段階につきましては、お住いの市町村の介護保険担当までお問合せください。

2.加算等は、介護保険法の規定により、追加または削減する場合がございます。

長期入所料金表

2割・3割負担

令和元年10月1日

特別養護老人ホーム楽園が丘

単位(円)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1.サービス費	①多床室(2割)	1,118	1,254	1,394	1,530	1,664	
	①多床室(3割)	1,677	1,881	2,091	2,295	2,496	
2.サービス費 加算	②サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ	24(2割) 36(3割)					
	③栄養マネジメント加算	28(2割) 42(3割)					
	④看護体制加算(Ⅰ)イ	12(2割) 18(3割)					
	⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	44(2割) 66(3割)					
	⑥個別機能訓練加算	24(2割) 36(3割)					
	処遇改善加算(Ⅰ)	①～⑥の合計に83/1000を乗じた額					
	特定処遇改善加算(Ⅱ)	①～⑥の合計に23/1000を乗じた額					
3.食費・居住費 負担限度額	食費	1,392					
	居住費	855					
おおよその 30日の利用料 (1+2+3)	2割	108,886	113,397	118,043	122,555	127,001	
	3割	129,623	136,392	143,359	150,128	156,797	

(1)上記以外の加算(対象者のみ)

加算項目	2割	3割	内容
初期加算	60/日	90/日	入所日から30日間、または1月を超える入院後の際も30日間加算されます
外泊時費用	492/日	738/日	外泊や入院した時に、6日間加算されます。 (月をまたいだ場合は最長12日間)
療養食加算	12/回	18/回	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食が提供された方
再入所時栄養連携加算	800/回	1200/回	医療機関に入院し、経管栄養や嚥下調整食を新規に導入した場合、医療機関の管理栄養士と連携して計画書の作成を行ったとき
低栄養リスク改善加算	600/月	900/月	低栄養状態の高リスク者であって、改善等のための栄養管理が必要な場合

1.上記段階につきましては、お住いの市町村の介護保険担当までお問合せください。

2.加算等は、介護保険法の規定により、追加または削減する場合がございます。